

丹羽広域事務組合消防本部 緊急通報システムNET119ご利用案内

当サービスの利用をご希望される方は必ず、この利用案内を御覧いただき、御承諾いただいたうえで、お申込ください。

(当サービスの内容)

1. 「緊急通報システムNET119」(以下、「当サービス」といいます。)は、携帯電話の Web (インターネット) 機能を利用して、携帯電話の画面から 119 番通報ができるサービスです。
2. サービス対象エリアは、尾張中北消防指令センター管轄する地域(大口町、扶桑町、小牧市、北名古屋市、清須市、豊山町、犬山市、岩倉市、江南市)とします。
3. 利用対象者は原則、大口町、扶桑町に居住する聴覚障害者および音声・言語・そしゃく機能障害者または音声による通報に不安がある方としています。

(利用申請の手続)

1. 当サービスは登録制のサービスです。申請窓口は、丹羽広域事務組合消防本部消防課ですので、利用を希望される場合には、所定の窓口で申請を行ってください。
2. 申請書の配布場所は、丹羽広域事務組合消防本部および大口町、扶桑町の福祉担当窓口です。
3. 申請のあと利用できる状態になるまでに数日かかります。

(利用の条件)

1. 当サービスは、次の(ア)・(イ)に掲げる事項をはじめ、当消防本部が予め定めた利用条件のもとで提供されるものであり、予め定めた機能を超えて、利用者様が望むサービス全ての実現を保証するものではありません。
 - (ア) ご使用の携帯電話が、インターネット接続サービス(i-mode,EZweb,Yahoo!ケータイ)を利用できるものであること。
 - (イ) ご使用の携帯電話が、個人識別番号が取得できる機種であること。
2. 初回登録のあと、携帯電話の機種変更・メールアドレスの変更など利用者基本情報に変更が生じた場合は、申請窓口で必ず変更手続を行ってください。変更手続なされないと、当サービスを利用した通報が行えない場合があります。
3. 当サービスを利用した通報に伴う、携帯電話キャリアの定めるパケット通信料は利用者様の負担となります。

(登録時の注意事項)

1. ご使用の携帯電話につき、迷惑メール対策などの理由で、ドメイン指定などの受信拒否の設定をされている場合は、消防指令センターからのメールを受信することができません。必ず、ドメイン指定などの受信拒否の設定を解除してください。(操作方法は携帯電話キャリアにより異なります。各携帯電話キャリアへ御確認ください。)

(通報時の注意事項)

1. 当サービスは、コンピュータシステムを使用して提供されます。そのため、システムの保守点検・不具合その他、やむを得ない理由により、予告なく停止する場合があります。この場合には、当サービスを利用した通報が行えない場合があります。

2. 当サービスを利用した通報が行えない場合には、当サービス以外の手段による通報をお願いします。
3. 音声通話による通報が可能な方が近くにいる場合は、当サービスを利用せず、音声通話による 119 番通報を依頼してください。
4. 当サービスの利用に際しては、無線の携帯電話通信網をお使い頂きます。そのため、トンネル・地下・建物の中など電波が届かないところ、屋外でも電波の弱いところ、および携帯電話通信網のエリア外では、当サービスを利用できない場合があります。また、携帯電話通信網への接続が多いところ（例えば公共の場所、人の多い場所など）や携帯電話の通信基地局が少ないところ（たとえば山間部など）では、当サービスを利用できない場合があります。
5. 当サービスを利用した通報のあと、消防指令センターから通報内容の確認を行うことがありますので、消防車両が到着するまでは絶対に携帯電話の電源を切らないでください。
6. GPS 機能によって得られる位置情報は、測位環境（建物内、高地など）により誤差を生じる場合があります。GPS 機能による通報をされる場合であっても、可能なかぎり、近くにある目印・目標物など、現在地の特定の助けになる情報を記入して、送信してください。

（個人情報の取扱い）

1. 利用者基本情報の登録その他、当サービスの利用に伴ってコンピュータシステム用の機器に記録された利用者様個人に関する情報（以下「個人情報」という）は、当サービス提供を目的とするに限って、当消防本部、尾張中北指令センターおよびコンピュータシステムの運営を行う事業者において取扱われます。
2. 利用者様が個人情報の削除を求めた場合であっても、コンピュータシステムのバックアップに伴い保存された個人情報については、削除を求めた日から削除までに最長 31 日間かかる場合があります。

以上